

民生委員・児童委員 一斉改選前後 定数比較

区分	変更前の定数 (令和4年12月1日時点)			変更後の定数 (令和7年12月1日時点)			増減		
	総数 (a)	うち主任児童委員 (b)	区域又は事項担当 c(a-b)	総数 (g)	うち主任児童委員 (h)	区域又は事項担当 i(g-h)	総数 (g)	うち主任児童委員 員 (h)	区域又は事項担当 当 i(g-h)
県合計	2,743	238	2,505	2,789	243	2,546	46	5	41
人口10万人以上の市	1,124	115	1,009	1,129	115	1,014	5	0	5
彦根市	241	29	212	246	29	217	5	0	5
長浜市	325	30	295	325	30	295	0	0	0
草津市	264	28	236	264	28	236	0	0	0
東近江市	294	28	266	294	28	266	0	0	0
人口10万人未満の市	1,360	106	1,254	1,393	111	1,282	33	5	28
近江八幡市	204	17	187	213	20	193	9	3	6
守山市	167	15	152	173	17	156	6	2	4
栗東市	187	18	169	194	18	176	7	0	7
甲賀市	259	18	241	262	18	244	3	0	3
野洲市	127	9	118	130	9	121	3	0	3
湖南市	124	9	115	124	9	115	0	0	0
高島市	164	12	152	169	12	157	5	0	5
米原市	128	8	120	128	8	120	0	0	0
町 計	259	17	242	267	17	250	8	0	8
日野町	76	5	71	78	5	73	2	0	2
竜王町	37	2	35	37	2	35	0	0	0
愛荘町	62	4	58	69	4	65	7	0	7
豊郷町	25	2	23	25	2	23	0	0	0
甲良町	25	2	23	24	2	22	-1	0	-1
多賀町	34	2	32	34	2	32	0	0	0

雇児発0708第9号

社援発0708第7号

平成25年7月8日

都道府県知事

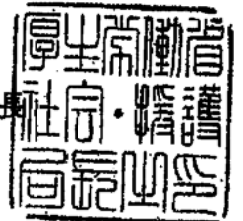
各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



民生委員・児童委員の定数基準について

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）により、民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条に基づく定数基準が「従うべき基準」から「参酌基準」に改正され、今後、都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）は条例でこの基準を定めることとされた。

ついては、民生委員法第4条の厚生労働大臣の定める基準を下記のとおり定め、平成26年4月1日から適用することとされたので、この基準を参酌して、同3条の区域ごとに、都道府県等で条例を定められたい。

おって、「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成13年6月29日雇児発第433号、社援発第1145号本職通知）は、平成26年3月31日をもって廃止する。

なお、都道府県等の条例が制定施行されるまでの間は、なお従前の例による。

記

民生委員法第4条の規定に基づき条例で定める民生委員・児童委員（主任児童委員は除く。）の定数は次の1の基準を参酌して定めること。この際、都道府県知事は各市区町村長の意見を聴いて市区町村ごとに定めるものとする。なお、主任児童委員の定数については、2を踏まえて適切に算出するものとする。

定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

（民生委員法第4条第1項の規定により都道府県等が条例を定めるに当たって参酌すべき基準）

1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

区 分	配 置 基 準
1 東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
2 中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
3 人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
4 町 村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人

（注）1 本表による市区町村の人口は、地方自治法第254条に規定する人口とする。

2 市区町村の廃置分合又は境界変更、若しくは所屬未定地等の編入があった場合の本表による市区町村の人口は、地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口とする。

（主任児童委員の活動内容を勘案して示す基準）

2 「主任児童委員配置基準表」

民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

(注) 「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものである。(地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定))